

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などの支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などの支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

甲府市長

## 公表日

令和6年3月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などの支給に関する事務
②事務の概要	物価高騰等、社会情勢の変化による影響を大きく受ける低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して給付金を支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による情報の管理のため、本市以外に住民税の課税権がある住民について支給要件の該当性を判定するにあたり、特定個人情報を取扱う。また、支給事務にあたり、対象者の公的給付の登録口座の確認のため、特定個人情報を取扱う。
③システムの名称	臨時給付金・商品券システム、エクセル(表計算ソフト)団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
給付金支給対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 (情報照会の根拠): 74、75、121項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠): 第40条、第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部総務課
②所属長の役職名	福祉保健部総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 福祉保健部総務課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 福祉保健部総務課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月1日	公表			事後	特定個人情報保護計画に関する規則第9条第2項の規定
令和4年7月15日	評価書名	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金)	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	事後	
令和4年7月15日	I. 1. ①	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	事後	
令和4年7月15日	I. 1. ②	-住民税非課税世帯等臨時特別給付金 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行う観点から、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給する。	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。	事後	
令和4年7月15日	I. 3.	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 100項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 101項	事後	
令和4年7月15日	I. 3.	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	
令和4年7月15日	II. 1. いつ時点の計数か	令和4年1月20日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年7月15日	II. 2. いつ時点の計数か	令和4年1月20日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年3月8日	I. 1. ②	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による情報の管理のため、本市以外に住民税の課税権がある住民について支給要件の該当性を判定するにあたり、特定個人情報を取扱う。対象事務は、山梨県生活困窮者緊急生活支援金およびこころ臨時特別給付金とする。	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による情報の管理のため、本市以外に住民税の課税権がある住民について支給要件の該当性を判定するにあたり、特定個人情報を取扱う。対象事務は、山梨県生活困窮者緊急生活支援金およびこころ臨時特別給付金とする。	事後	
令和5年3月8日	表紙 評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などの支給に関する事務	事後	
令和5年3月8日	表紙 保護の宣言	甲府市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	甲府市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などの支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年3月8日	I. 1. ①	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などの支給に関する事務	事後	
令和5年7月5日	I. 1. ②	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による情報の管理のため、本市以外に住民税の課税権がある住民について支給要件の該当性を判定するにあたり、特定個人情報を取扱う。対象事務は、山梨県生活困窮者緊急生活支援金およびこころ臨時特別給付金とする。	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)の負担を軽減するための措置として市町村住民税均等割が非課税となる世帯等に対して給付金を支給する。 また、上記の給付金において対象とならない世帯等(課税世帯の扶養となっている非課税世帯、均等割のみ課税世帯、家計急変世帯)に対しては、本市独自の給付金を支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による情報の管理のため、本市以外に住民税の課税権がある住民について支給要件の該当性を判定するにあたり、特定個人情報を取扱う。また、支給事務にあたり、対象者の公的給付の登録口座の確認のため、特定個人情報を取扱う。 対象事務は、令和5年度甲府市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び令和5年度こころ臨時特別給付金とする。	事後	
令和5年7月5日	I. 1. ③	エクセル(表計算ソフト) 団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	臨時給付金・商品券システム、エクセル(表計算ソフト) 団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和5年7月5日	I. 4. ②	番号法第19条 別表第二(情報照会の根拠):121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠): 第59条の4	番号法第19条 別表第二(情報照会の根拠):74、75、121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠): 第40条、第59条の4	事後	
令和5年7月5日	II. 1. 評価対象の事務の対象人数は何らか	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和5年7月5日	II. 1. いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年7月5日	II. 2. いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年3月15日	I. 1. ②	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)の負担を軽減するための措置として市町村住民税均等割が非課税となる世帯等に対して給付金を支給する。 また、上記の給付金において対象とならない世帯等(課税世帯の扶養となっている非課税世帯、均等割のみ課税世帯、家計急変世帯)に対しては、本市独自の給付金を支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による情報の管理のため、本市以外に住民税の課税権がある住民について支給要件の該当性を判定するにあたり、特定個人情報を取扱う。また、支給事務にあたり、対象者の公的給付の登録口座の確認のため、特定個人情報を取扱う。 対象事務は、令和5年度甲府市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び令和5年度こころ臨時特別給付金とする。	物価高騰等、社会情勢の変化による影響を大きく受ける低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して給付金を支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による情報の管理のため、本市以外に住民税の課税権がある住民について支給要件の該当性を判定するにあたり、特定個人情報を取扱う。また、支給事務にあたり、対象者の公的給付の登録口座の確認のため、特定個人情報を取扱う。	事後	
令和6年3月15日	II. 1. いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年3月15日	II. 2. いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	